

28監第37号
平成28年12月27日

請求人

様

大町市監査委員 山下 好隆
小林 治男

大町市職員措置請求に係わる監査結果通知書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された大町市職員措置請求について、同条第4項の規定により、下記のとおり監査結果を通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

- (1) 住 所 大町市大町
氏 名
- (2) 住 所 大町市大町
氏 名

2 請求書の提出

平成28年11月4日付大町市職員措置請求書は、事実を証する書面を添え、請求人により直接提出され、同日付でこれを受け付けた。

第2 請求書の受理

請求書は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認められたため、平成28年11月7日付で受理した。

第3 請求の要旨（請求書原文引用・一部抜粋）

大町市長牛越徹は、平成27年9月24日に、信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業推進協議会（以下「信濃大町AIR協議会」という。）を設立するため自ら発起人となり、この協議会の設立総会開催について関係者に通知した。

信濃大町AIR協議会の設立総会は、平成27年10月1日に開催され、牛越市長の会長就任、協議会規約及び平成27年度予算などが議決された。

また大町市は、長野県の「アーティスト・イン・レジデンスin信州モデル事業」

(以下「AIR信州モデル事業」という。)により負担金及び助成金の交付を受ける補助事業者であった。

信濃大町AIR協議会の牛越徹会長(以下「牛越協議会長」という。)は、平成27年10月28日付で牛越市長に「平成27年度信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業推進協議会負担金として」金12,450,000円の支払いを請求した。なお、平成28年3月31日に信濃大町AIR協議会が大町市に負担金2,300,000円を戻入したことから、平成27年度大町市が支出した負担金は10,150,000円である。

同負担金に関して大町市には「地方自治法232条の2に規定する寄付又は補助に当たることがわかる書類等」が存在しないことから、牛越市長は、同法に規定する「公益上必要がある場合」において行なう「寄附又は補助」を適正に行わなかったと判断する。

牛越市長は牛越協議会長から間接補助金の交付申請を受けることをせず、また間接補助金等の交付決定も行わず、請求に応じて負担金と称する金員を不当に公金から支出したものである。

地方公共団体が公金を補助金等として給付する場合は、交付申請に対し交付条件等を付して交付決定を行い、この行為が地方自治法232条の3に規定する「支出の原因となるべき契約その他の行為」すなわち支出負担行為に当たるとしている。しかし、牛越市長が支払った負担金には支出の原因となる支出負担行為がないので、当該公金の支出は違法である。

さらに県の「補助金等交付規則」第5条2項には「知事等は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業等又は当該間接補助事業等に相当の収益が生ずると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある」こと、同条3項には「補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、前2項の規定により知事等が条件を附したものがあるときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない」ことが規定されている。

牛越協議会長は、牛越市長に、平成28年5月2日付で平成28年度協議会負担金として金16,374,000円の請求をした。

牛越市長は、負担金を公金の給付として支出するに当たり支出負担行為を行わず、負担金を平成28年5月25日に信濃大町AIR協議会へ支払った。

この平成28年度協議会負担金の財源の一部は、長野県のAIR信州モデル事業助成金5,977,440円を充てることにしていたが、阿部知事から交付決定の通知を受けたのは平成28年8月5日であった。

したがって牛越市長は、県の助成金交付決定より前に長野県の補助金等交付規則を順守せず、牛越協議会長の求めに応じ違法不当に上記のとおり負担金を支払っていたのである。

この違法不当な財務会計行為により大町市は損害を被ったが、これは上記牛越

市長の不法行為によるものであるから、牛越市長に 26,524,000 円の損害賠償をさせるよう求める。

また、信濃大町 A I R 協議会は大町市から違法に公金を取得したものであるから、牛越協議会長は大町市に負担金として得た 26,524,000 円を返還する義務がある。よって牛越市長に、牛越協議会長に対する負担金の返還請求を行わせるよう求める。

請求の要旨に添付された事実を証する書面は、事実証明書（１）から（２０）であり、その書面の内容については記載を省略した。

第４ 監査の実施

本件請求については、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 11 月 24 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述を希望しなかったため、陳述は行われなかった。また、請求の趣旨を補足する事実証明書等の追加提出は無かった。

2 関係人の調査及び帳票、書類その他の記録の提出

(1) 関係人の調査

監査のために必要があると認めたため、大町市長、大町市副市長、市河総務部参事に出頭を求めて行った。又、県庁文化政策課に出向き関係者に見解を聞いた。

(2) 帳票、書類その他の記録の提出

監査のために必要と認めたため、平成 28 年 11 月 7 日、市長に対して帳簿、書類その他の記録について提出を求めた。

なお、不足する書類等については、その都度、総務部まちづくり交流課へ請求し提出を求めた。

3 学識経験を有する者からの意見聴取

竹内法律事務所竹内永浩弁護士、吉澤裕美弁護士より意見を聴いた。

4 監査対象

本件請求の趣旨等を勘案し、請求書及び提出された事実証明書の記載事項等を総合的に判断し、次の事項を監査対象とした。

(1) 平成 27 年 11 月 10 日に、信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業推進協議会（以下、「協議会」という。）に支出した負担金 12,450 千円が、

法第232条の2に規定する公益上の必要性の判断、同条の3に規定する支出の原因となる行為（支出負担行為）のない違法不当な公金の支出に当たるか、また、県補助金等交付規則第5条にも違反した違法不当な公金の支出に当たるかについてを監査対象とした。

- (2) 平成28年5月25日に協議会に支出した負担金 16,374 千円も前記と同様に法第232条の3、県補助金等交付規則第5条に違反した公金の支出に当たるか。また、協議会の不適切な事務処理を認識しながら負担金支出を継続したことが違法不当な公金の支出となるかについてを監査対象とした。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

本請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員の事情聴取に基づき、次の事実を確認した。

〈平成27年度の事業〉

- (1) 平成27年9月の定例市議会に、文化芸術イベント開催による交流人口の増加や芸術文化の持つ情報発信力の活用による「信濃大町芸術活動発信拠点構想事業」を提案した。
市民主体の運営協議会を組織化していくこと、平成27年から31年までの5か年事業とし総事業費を22,450千円（平成27年度12,450千円、次年度以降10,000千円）、財源措置として県支出金18,000千円、一般財源4,450千円を見込むとし、平成27年度一般会計補正予算として協議会に対する負担金12,450千円を計上し議決された。
- (2) 平成27年10月1日、協議会が設立され、規約の制定をはじめ、事業計画・予算等が決定された。会長には大町市長牛越徹が選任され、予算では大町市からの負担金収入12,450千円（うち県補助金9,173千円）を計上している。
- (3) 協議会は、平成27年10月1日、アーティスト・イン・レジデンス事業推進のためのコーディネーター業務を「NPO法人ぐるったネットワーク大町（理事長佐藤 悟）」に委託することとし、月額400千円、27年度の総額を2,400千円以内とする旨の業務委託契約並びに覚書を締結している。
- (4) 平成27年10月20日付（27文教政第196号）で、県のアーティスト・イン・レジデンスin信州モデル事業（以下、「AIRISモデル事業」という。）として承認されたことから、同日付で大町市長より県知事に対し負担金事業の負担金として2,400千円、モデル事業に対する事業助成金として6,772千円の交付申請を行い、同日付で交付の決定を受けた。
- (5) 平成27年10月28日、協議会会長牛越徹より大町市長宛に平成27年度の市負担金として12,450千円の請求があり、これにもとづいて平成27年11月10日に協議会に対し同額を支出した。

- (6) 平成28年3月25日、県知事宛に国外招へいアーティスト人数の減や助成対象備品等購入費の減などにより事業計画の変更が必要となったことから、当初申請の事業助成金6,772千円を減額したい旨の変更承認申請書を大町市長名で提出した。
- 平成28年3月31日、県知事より上記申請に対して交付決定の変更が承認となり、事業助成金は4,684千円に変更された。
- (7) 平成28年3月31日、交付決定の変更に伴って過大となった負担金として2,300千円が協議会より大町市に戻入れ処理された。
- (8) 平成28年3月31日、協議会会長牛越徹より平成27年度信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業報告（事業報告、収支決算書）が大町市長宛に提出され、これを受けて大町市長名で県知事宛にAIRISモデル事業（助成金事業）実績報告書（事業報告書、収支精算書、支出証拠書の各種資料）を提出した。
- (9) 平成28年3月31日、県知事に対し市長名でAIRISモデル事業負担金事業実施報告書と負担金交付申請書（請求額2,400千円）を提出した。
- (10) 平成28年4月26日、県知事に対し市長名でAIRISモデル事業助成金の交付請求書（請求額4,633千円）を提出した。
- (11) 平成28年5月12日、県より事業負担金2,400千円が、5月25日に事業助成金4,633千円が市に収入された。

〈平成28年度の事業〉

- (1) 平成28年3月の定例市議会において、平成28年度の協議会への負担金として、31,674千円（芸術文化振興事業費16,374千円、八坂支所費15,000千円）が提案され議決された。財源として（県）芸術活動発信拠点構想補助金12,510千円と八坂地域整備事業債15,000千円を見込むとしている。
- (2) 平成28年5月2日、協議会の総会が開催され、平成28年度の事業計画、予算が決定となり、大町市からの負担金収入として31,374千円（国交付金3,186千円、県補助金8,117千円、県負担金5,071千円、大町市負担金15,000千円）が予算として決定された。
- (3) 平成28年5月2日、協議会より大町市長に対し負担金の請求書（請求額16,734千円）が提出され、同日付で支出負担行為を決定し、5月25日に協議会に支出した。
- (4) 平成28年5月30日、県知事宛に負担金事業の実施計画書を提出し、県負担金として4,194千円を申請した。
- (5) 平成28年6月1日、県知事宛に事業助成金5,977千円の交付申請書を提出した。
- (6) 平成28年6月1日、負担金事業の事業計画について県知事より承認した旨の通知を受けた。
- (7) 平成28年6月1日、県知事に対し市長名でAIRISモデル事業事前着手届を提出した。

- (8) 平成28年8月5日、事業助成金の交付決定通知を受領した。(決定額 5,977千円)

2 監査委員の判断

- (1) 平成27年11月10日に協議会に支出した負担金 12,450千円の違法不当について検証する。

ア 信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業は、大町市第4次総合計画において重点施策と位置づけている芸術文化の振興事業の一環として取り組むこととしたもので、県の「AIRISモデル事業」として採択を受けるとともに、平成27年9月の定例市議会に基本的な取り組み方針を提出し議決された。芸術文化の持つ情報発信力の活用により市の知名度向上を目指すとし、市民主体の運営協議会を組織化していくこと、平成27年度から31年度までの5か年間の事業とし、総事業費は22,450千円、財源として県支出金18,000千円、一般財源4,450千円を見込むなどの基本方向が議決となっている。

この決定を踏まえ、平成27年10月1日に市民主体の運営組織として「協議会」が設立された。構成は、市、県等の公共団体が6団体、連合自治会や商工会議所等の公共的団体が23団体、市民団体が14団体、市内企業が13団体など幅広い市民参加の組織となっている。

併せて、これから推進していく具体的な事業の計画や予算も決定となり、平成27年10月28日協議会会長牛越 徹より大町市長宛に平成27年度の負担金として12,450千円の請求書が提出され、市として公益上必要な負担金であるとし支出することを決定したものである。

法第232条の2では、「地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とされており、公益上の必要性の判断は、長又は議会が一定の裁量権のもとに個々に判断することとなるが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にみて公益上必要と認められることが必要とされている。

設立となった協議会は、「芸術文化の振興に広く寄与しようとする組織であるとともに、かつ市が進めようとしている重要施策を推進しようとするもので、しかも、市、県をはじめ多くの市民・団体・公的機関によって構成されている団体であることから、市民の目から見ても透明性が高く、市民に広く波及効果が及ぶものと考えられること等から公益上必要であると判断し支出負担行為の決定をした」としていることから、客観性は十分に確保されていると認められ法第232条の2にもとづいて適正に行われている。

- イ 次に、支出負担行為の決定等の手続きが法第232条の3並びに大町市の財務規則等に照らして適正に行われているかを検証する。

法第232条の3において「地方公共団体の『支出負担行為』は、法令又は

予算の定めるところに従いこれをしなければならない。」とされている。「支出負担行為」とは、地方公共団体が支払う義務を負う予算執行の第1段階の行為であり、支出原因発生の経理上の時点を定めるもので、工事の請負契約又は物品の購入契約のような債務負担をする行為、補助金等の交付決定のような公法上の債務の負担を決定する行為をいい、これらの行為は全て予算にもとづいて行われなければならないとされている。

平成27年11月10日に支出した負担金12,450千円は、平成27年9月の定例市議会において、平成27年度一般会計補正予算に芸術文化振興事業（協議会負担金12,450千円）として提出し議決されている。

次に、「負担金」の支出については、大町市財務規則第60条（支出負担行為の決定）において、予算執行者は支出負担行為をしようとするときは、その内容を明らかにした支出負担行為決定票（様式第9号）を作成し、別表第3中の4に掲げる帳票類（負担金においては請求書）を添え、同表中の1の定める額（負担金においては請求のあった額）について同表中の2に定める時期（負担金においては請求のあったとき）に決定しなければならないとされている。

平成27年10月28日、協議会長から大町市長宛に12,450千円の請求書の提出があり、これを受けて内容の検証、予算議決と照合のうえ同日を支出負担行為日とする「支出負担行為兼支出命令票」を10月30日付で起票、請求書を添付して所定の稟議が行われ、大町市事務専決規程にもとづき副市長により支出負担行為の決定がなされている。この決定を受けて総務部長より会計管理者に対して支出命令が行われ、会計管理者において支出命令が違法又は不当でないことを確認し、11月10日に協議会に支出されている。

負担金等の交付は私法上の贈与に類するもので、交付決定は贈与契約の申込みに対する承諾とされている。交付決定に関する一連の手続きは、法第232条の3、大町市財務規則の定めにもとづいて適正に処理されているものと認められ、請求人の主張するような違法不当はない。

ウ 次に、今回の負担金は県のAIRISモデル事業の補助金を財源のひとつとしていることから、県の補助金等交付規則が適用となり、第2条の規定により大町市が補助事業者、協議会が間接補助事業者となっている。請求人より県補助金との関連において違法不当の主張がなされているので、県の補助金等交付規則、AIRISモデル事業助成金交付要綱及び同要領との関係において手続きが適正であったかについて検証する。

(ア) まず、交付申請の手続きについて検証する。

協議会に支出した12,450千円は、県からの助成金9,173千円（負担金事業2,400千円、事業助成金6,773千円）に、市負担分3,277千円を上乗せし市の「負担金」として支出されている。

負担金事業については、県の文化政策課の策定している「AIRISモデル事業負担金について」（コーディネーター設置費等を県が負担するとする

もの)にもとづくもので、平成27年10月19日、文化政策課長より市企画財政課長宛に事業実施計画等の提出依頼があり、これにもとづいて10月20日付で大町市長より県知事宛に事業計画書、収支予算書を提出し、同日付で県知事から事業計画の承認がなされ、県の負担額2,400千円が確定している。

平成28年3月31日、協議会より負担金事業の事業報告書(助成金事業とセット)が市長宛に提出され、これを精査のうえ負担金事業実施報告書、負担金交付申請書を作成し同日付で、市長名で県知事宛に提出し事業が完了している。「AIRISモデル事業負担金について」には交付に当たりの条件の附与等の特別な定めは何もない。

次に、助成金事業については、「AIRISモデル事業助成金交付要綱」にもとづくもので同綱第2項(助成対象経費及び助成率)において、間接補助について定めており、補助事業者(大町市)から間接補助事業者(協議会)への交付は、「補助金」、「負担金」、「分担金」などいずれでもよいとされている。市としては12,450千円を「負担金」として支出することとし、市の負担金に関する財務規則の定め(請求書の提出を受けて支出負担の適否を決定する)に従って手続きをしたことから、請求人の主張するような間接補助事業者からの交付申請のような手続きはされていないが問題はない。

実際には、間接補助事業者(協議会)から総会で決定された事業計画書や予算書の提出を受け、それらを検証のうえ、市において事業助成金交付申請書を作成し、10月20日付で市長名により県知事宛に提出し、同日付けで交付決定を受けており、形式は異なるがほとんど同様の手続きで処理されている。また、実績報告書、収支決算についても、平成28年3月31日付で協議会長から大町市長宛に事業報告が提出され検証も行われている。

(イ) 次に、県補助金等交付規則第5条との関係について検証する。

県の補助金等交付規則第5条(補助金等の交付の条件)において、「知事等は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。」とし6つの交付条件を例示している。今回のAIRISモデル事業助成金交付要綱は、その第3項(助成金交付の条件)において6つの例示のうち「助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更しようとするときは、速やかに長野県知事に報告してその承認を受けること。ただし、20%以内の経費の変更及び軽微な助成事業の内容の変更については、この限りでない。」と「事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は助成事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。」の2つを交付の条件とすると定めている。

また、県補助金等交付規則の第5条の3項において「補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、前2項の規定により知事等が条件を附したものがあるときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。」と定めている。このことから、間接補助事業者（協議会）への負担金の交付に当たっては、これにもとづいて2つの交付条件を附す必要があったが、市においては、通常、負担金支出の場合に条件を附して交付することをしてきていないことから、これを行わずに交付しており、手続上に一部不備が認められた。

しかしながら、間接補助事業者である協議会において、国外招へいアーティストの人数が減ったことや助成対象備品等購入費が減となったことなどにより、平成27年度の事業計画、収支計画の達成が難しく要綱の第3（助成金交付の条件）に抵触することとなったことから、要綱の第6項（事業の内容変更）の規定に従って、平成28年3月25日に大町市長名で計画変更の申請を県知事宛に提出し、3月31日付で変更交付決定（補助金の減額）を受けている。交付規則にそって交付条件を附してはいなかったものの、実体においては県補助金等交付規則第5条により交付条件を附したのと同様の手続により適正に処理されている。また、補助金等交付規則の第9条（補助事業等の遂行）に基づく善良なる管理者の注意をもって間接補助事業者の遂行管理をせよとの定めにも適切に対応しているものと認められる。

事務手続上の一部に適正さを欠くものが認められるものの、著しく要件を欠くというものではなく、請求人の主張するようにこのことをもって公金の支出を違法不当とするとは言いえない。

なお、第5条の2項「知事等は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業等又は当該間接補助事業等に相当の収益が生ずると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附すことがある。」との定めも条件として附すべきと主張しているが、要綱において何の条件も附されていないことから間接補助事業者に対する特段の措置は必要とはならない。平成27年度の実績報告においても相当の収益は生じていない。

(2) 平成28年5月25日に協議会に支出した平成28年度の負担金 16,374 千円の違法不当について検証する。

ア 平成28年3月の定例市議会において協議会への負担金として、芸術文化振興事業費で協議会負担金 16,374 千円、八坂支所費で鷹狩山遊休施設改修事業負担金 15,000 千円の合計 31,374 千円を提出し議決されている。財源として県の芸術活動発信拠点構想補助金 12,510 千円と八坂地域振興施設整備事業債 15,000 千円等を充てることとしている。

協議会においては、平成28年5月2日に総会を開催し、平成28年度の事業計画と予算を決定し、市に対して負担金31,374千円（財源は国交付金3,186千円、県補助金8,117千円、県負担金5,071千円、市15,000千円）を要請することとしている。

このうちの16,374千円について、5月2日付で協議会長から市長宛に負担金の請求書が提出された。これを受けて内容の検証、予算議決との照合のうえ負担金支出の手続きに入ることとし、5月2日を支出負担行為日とする「支出負担行為兼支出命令票」を5月6日付で起票し、所定の稟議を経て大町市事務専決規定にもとづき副市長により支出負担行為の決定がなされている。この決定を受けて総務部長より会計管理者に対して支出命令が行われ、会計管理者において支出命令が違法又は不当でないことを確認し、5月25日に協議会に支出している。

負担金の処理に関する会計上の手続きは、平成27年度と同様に法第232条の3および大町市財務規則の定めにもとづいて適正に処理されているものと認められ、違法不当はない。

イ 次に、県の補助金等交付規則との関係について検証する。

平成28年度（第2年度目）の県補助金の申請手続きは、負担金事業については平成28年5月30日に市長名で事業実施計画書（申請額4,194千円）を県知事宛に提出し、6月1日付で承認を受けている。

助成金事業については、6月1日付で市長名により交付申請（申請額5,977千円）を県知事宛に提出し、8月5日付で交付決定を受けている。また、助成金事業に関しては、同じ6月1日付でAIRISモデル事業助成金交付要綱第5項（事業の事前着手）の規定にもとづく、「AIRISモデル事業事前着手届」も県知事宛に提出している。これは協議会への負担金の支出を交付決定前に行うこととしたための手続きである。

県の負担金事業の承認や助成金事業の交付決定より前に協議会に対して平成28年度の負担金を支出することとしたのは、県においてはこのモデル事業は成果を確認し検証するには一定の年月がかかるとの判断からモデル事業期間を平成27年度から29年度の3か年を設定しており、初年度の平成27年度は10月事業開始の半年間のみで平成28年度が実質的な事業展開の年であり、平成28年2月の定例県議会においてモデル事業の負担金、助成金が予算議決されていること、交付要綱の第5項において事前着手の手続きも定めていること等から交付は確実視できる状況にあり、また市においても平成28年3月定例市議会において協議会への負担金支出を議決していたことから、協議会が5月2日開催の総会での予算決定にもとづいて提出した請求書に対応することとし、交付要綱に従って県知事宛に事前着手届を提出するとともに協議会に対して負担金を支出することとしたものである。日付が若干前後するなど県助成金等の受給に関する事務手続きの一部に適正さを欠

くものが認められるものの交付要綱に従って事前着手届を提出し受理されていることから著しく要件を欠くというのではなく、協議会に対して行った市の負担金支出を違法不当とするまでは言えない。8月5日には申請どおりの助成額で正式決定となっており財政上の損害も発生していない。

ウ 次に、協議会の事業運営上の問題点や事務処理、会計手続きが適正でないことを認識しながら、平成28年度の負担金支出を継続したことは違法不当な公金の支出に当たるとの主張について検証する。

協議会は、市とは独立した任意の組織であり、事業運営や事務処理については基本的には自らの責任において手続き等の規定を定めそれにもとづいて適正に処理していくべきものであるが、間接補助事業者として公金で運営している組織であることから、請求人の主張していることについて一定の検証をすることとする。

まず、製作作品の帰属や管理、処分等が規約上不明朗との主張であるが、個々のアーティストと締結している「同意書」において、「作品はアーティスト自身で自己管理すること」、「作品の購入に関しては、協議会は責務を負わない」と定めており明瞭なものとなっている。また、収益金があった場合の取り扱いの規定がないとの主張があるが、多くの市民の皆さんにアーティストと接し、事業参画してもらい一人でも多くの市民の人に観てもらうことを本旨とする事業であることから、展示に関する収益などはもともと想定していないことから特段の定めは必要ないとの判断にもとづくものである。また、アーティストの滞在期間中の営業行為についても「同意書」において明確に禁止するとしており、収益等が生ずることはないと考えられる。

次に、コーディネーターの設置に関しては、県が負担金事業として全額負担することとしていたことから、県の負担額をそのまま委託費とすることとしたため、見積書等の徴求を略し、市の数々の芸術文化活動において関わってきた人に随意契約により業務委託をすることとしたが、平成28年度からは業務仕様書を設定し、見積書を徴求のうえ、随契理由も明確にして業務委託契約を締結するよう改善されている。また、コーディネーターを3か年同一人とするとしているのは、事業の性質からしてコーディネーターが毎年変わってしまうと成果の確認や検証が難しいとの理由で、県からモデル期間としている3か年は固定してほしい旨の意向が示されたことを斟酌したものであるが、委託契約や予算措置はあくまでも単年度毎のものとして事務処理をしており、後年度の債務負担を約しているようなものはない。

また、事務処理や会計手続きについては、初年度は明確な処理の基準はなかったものの、平成28年5月2日付で協議会の「事務局規程」を整備する中で、決裁基準や文書の取り扱い、財務事務に関することなどを明確に規定し、これにもとづいて適正に処理するよう改善がされている。

協議会は補助金の交付を受けて公金で事業を進めている団体であり、市の公

金に準じた厳格な事務処理が求められることは言うまでもなく、この点から改善すべきものは認められたが、負担金の目的外使用などの不法行為や、交付の主旨を著しく逸脱するような用いられかた等はなく、平成28年度の負担金支出を継続したことを違法不当とするとまでは言えない。

以上のおおりに、事務手続きの一部に適正さを欠くものが認められるものの、請求人の主張するような公金の支出を違法不当とまで言えるものはなく請求を棄却する。

監査委員の意見

補助制度の適正な運用に努めるとともに、協議会に対して厳格な事務や会計処理、財産管理を徹底し、市民への説明責任を果たすとともに、補助の効果が最大限に発揮され、着実な成果に結びつくよう一層の努力を望む。